

中部運輸局自動車交通部

令和7年10月23日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、中野 TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

豊田、三木 TEL 052-351-5313

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：株式会社ティーアールエムロジ（代表者：小竹 徳人）

住 所：岐阜県美濃市松森1177番地

営 業 所：本社営業所（愛知県弥富市東末広九丁目31番地1 2階）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和7年10月23日

処分内容：①事業停止30日間

② 車両使用停止処分200日車
（4両を50日間の使用停止）

③ 文書警告

3. 監査端緒

適正化事業実施機関より無認可車庫等の情報提供がなされたことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

（貨物自動車運送事業法第9条第1項）

- (2) 事業用自動車を運転者の自宅へ持ち帰らせていた。
(貨物自動車運送事業法第8条第1項)
- (3) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (4) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヵ月点検)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (5) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (6) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (7) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (8) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (9) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (10) 運行指示書を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
- (11) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (12) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(13) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)

(14) 一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。

(貨物自動車運送事業法第28条第1項)

(15) 事業用自動車の車体表示をしていなかった。

(道路運送法施行規則第65条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- | | |
|--------------------|-----|
| ・当該行政処分により付された違反点数 | 50点 |
| ・当該事業者が付された累積違反点数 | 50点 |